

卷 末 資 料



「学校における合理的配慮」について

学校における合理的配慮とは

障がいのある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために

① 学校の設置者及び学校が

必要かつ適当な変更・調整を行うこと

② 障がいのある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に

個別に必要とされるもの

③ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において

均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

【合理的配慮の決定・提供のプロセス】

(P-D-C-A)

Plan (意思の表明、調整、決定)

- ◎本人・保護者からの申出や担任等の気づきから
- ◎校内委員会等での検討
- ◎本人・保護者と学校の合意形成
- ◎個別の教育支援計画への明記と共有

Action (見直し)

- ◎合理的配慮の見直し

Do (提供)

- ◎合理的配慮の提供

Check (評価)

- ◎本人・保護者との振り返り

合理的配慮の具体例（データベース）
国立特別支援教育総合研究所 HP
(<http://inclusive.nise.go.jp/>)

「合理的配慮」の観点（１～３観点、①～⑪項目）

１ 教育内容・方法

＜教育内容＞ ① 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

② 学習内容の変更・調整

＜教育方法＞ ③ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

④ 学習機会や体験の確保

⑤ 心理面・健康面の配慮

２ 支援体制 ⑥ 専門性のある指導体制の整備

⑦ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

⑧ 災害時等の支援体制の整備

３ 施設・設備 ⑨ 校内環境のバリアフリー化

⑩ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

⑪ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

各種援助制度・相談事業等



児童生徒の障がい種別や障がいの状態によって、本人や家族を援助するために、教育、福祉、医療、労働等において各種援助制度があります。特に、特別支援学級の児童生徒に関連するものについては、知っておくようにしましょう。

1 特別支援教育就学奨励費

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等へ就学する障がいのある幼児児童生徒の保護者に対して、「特別支援教育就学奨励費」が支給されます。

就学のために必要な経費のうち、学校給食費・通学費・寄宿舍居住に伴う経費（寝具や日用品等の購入、食費など）・修学旅行費・学用品等購入費などについて、保護者の負担能力の程度に応じその全部又は一部が支給されるものです。

小・中学校においては、各市町村の教育委員会より支給されます。各学校の事務担当者が窓口になって、事務を担当しています。

2 障害者手帳

(1) 療育手帳

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導相談や支援を受けやすくするために交付しています。

この手帳を受けるには、本人のお住まいの市町村の福祉担当課へ申請していただいた後、知的障がい者更生相談所などが障がいの程度を判定し、各総合支庁が交付しています。

判定は、18歳未満の児童は児童相談所、18歳以上の方は知的障がい者更生相談所で行われます。

交付手続き等詳しくは、市町村福祉担当課にお問い合わせください。

【参考】知的障がい者更生相談所	電話：023-627-1364
中央児童相談所	電話：023-627-1195
知的障がい者更生相談所庄内支所	電話：0235-22-0790
庄内児童相談所	電話：0235-22-0790

(2) 身体障害者手帳

更生医療の給付や補装具の交付、施設への入所等、身体障害者福祉法による各種の援護を受けるためには、身体障害者手帳を所持していなければなりません。

この手帳は、目、耳、口、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障害を有する者に対して、法に定める身体障害者であることの証票として交付されます。

身体障害者手帳の交付を受けた者は、同法によるいろいろな援護のほか、税の減免や旅客鉄道運賃の割引等、各種の制度を利用することができます。

この手帳を受けるには、関係書類を添えて本人のお住まいの市町村を經由して、都道府県知事に提出することが必要です。

交付手続き等詳しくは、市町村福祉担当課にお問い合わせください。

【参考】 身体障がい者更生相談所 電話：023-627-1197

(3) 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にある方は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることができます。申請はお住まいになっている市町村福祉担当窓口になります。

この手帳を受けるには、所定の様式による申請書や診断書等が必要ですので、通院している医療機関にご相談のうえ、手続きに関することはお住まいの市町村福祉担当窓口にお問い合わせください。なお、平成28年1月から、精神障害者保健福祉手帳の申請等手続きで、マイナンバーの記載が必要となります。必要書類に加えて、マイナンバーに関する書類が必要となります。

【参考】精神保健福祉センター 電話：023-624-1217

3 特別児童扶養手当

20歳未満の精神や身体に障がいのある児童が健やかに育成されるように、児童を在宅で養育している両親等に支給され、障がいの程度により、1級（重度）と2級（中度）に分けられます。

手当を受けるには、児童の障がいに関する診断書等を添えて、市町村の担当窓口で手続きをして、県知事から受給資格の認定を受ける必要があります。なお、所得により手当の支給に制限があります。

4 障害児福祉手当

20歳未満で心身に重度の障がいを有する在宅の障がい児本人に対しては障害児福祉手当が支給されます。手当を受けるには、障がいに関する診断書などを添えて、市町村の担当窓口申請する必要があります。

なお、所得により手当の支給が制限されるなどの条件がありますので、詳しくは市町村にお問い合わせください。

5 重度心身障がい（児）者医療制度

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方、特別児童扶養手当1級、国民年金障害等級1級を受給している方などは、重度心身障がい（児）者医療給付を受けることができます。給付の申請等は市町村で受け付けています。

健康保険や国民健康保険などの医療保険の自己負担額が市町村から助成されます。なお、対象、給付内容の詳細については市町村にお問い合わせください。

6 障がい者（児）の旅客運賃等の割引

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けていることを条件として、次の旅客運賃割引を受けることができます。校外学習等において活用できるものもあります。

JR運賃：乗車券等の購入の際、身体障害者手帳又は療育手帳の呈示が必要です。

バス料金：料金支払時あるいは乗車券購入時に身体障害者手帳又は療育手帳の呈示が必要です。

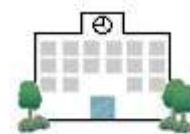
タクシー料金：乗車時に身体障害者手帳又は療育手帳の呈示が必要です。

航空運賃：身体障害者手帳又は療育手帳の呈示が必要です。

有料道路料金：身体障害者手帳又は療育手帳が必要です。手続きについては、各市町村福祉担当課にお問い合わせください。

7 教育相談機関

障がいのある幼児、児童生徒に対しては、障がいの状態、発達段階及び特性などを総合的に把握し、見通しをもった教育をしていくことが大切です。



(1) 特別支援学校

障がいに応じて、次の特別支援学校で随時相談を受け付けています。

相談対象障がい種	学校名	所在地	電話
視覚障がい	山形県立山形盲学校	〒999-3103 上山市金谷字金ヶ瀬 1111	023-672-4116
聴覚障がい	山形県立山形聾学校	〒990-2314 山形市大字谷柏 20	023-688-2316
聴覚障がい	山形県立酒田特別支援学校	〒998-0005 酒田市大字宮海字新林 307	0234-34-2019
知的障がい 情緒障がい	山形県立酒田特別支援学校	〒998-0005 酒田市大字宮海字新林 307	0234-34-2026
	山形県立米沢養護学校	〒992-0035 米沢市太田町 4-1-102	0238-38-6101
	// やまなみ学園分教室	〒992-0033 長井市今泉 1812	0238-88-9118
	// 長井校（小中）	〒992-0034 長井市歌丸 976	0238-88-5277
	// 西置賜校（高）	〒993-0051 長井市幸町 9-17	0238-84-5520
	山形県立新庄養護学校	〒996-0002 新庄市大字金沢字金沢山 1894-4	0233-22-3042
	山形県立村山特別支援学校	〒990-2314 山形市大字谷柏元下谷柏 43	023-688-2995
	// 山形校（小）	〒990-0034 山形市東原一丁目 1-9	023-625-1006
	// 天童校（小）	〒994-0022 天童市大字貫津 591	023-651-1612
	山形県立楯岡特別支援学校	〒995-0011 村山市楯岡北町 1-8-1	0237-55-2994
	// 寒河江校（小）	〒990-0525 寒河江市大字米沢 643-2	0237-83-2955
	// 大江校（中高）	〒990-1111 大江町大字三郷丙 1403-1	0237-85-0722
	山形県立上山高等養護学校	〒999-3201 上山市宮脇 600	023-672-3936
	山形県立鶴岡高等養護学校	〒997-0834 鶴岡市稲生 1-28-33	0235-22-0581
	山形県立鶴岡養護学校	〒997-0047 鶴岡市大塚町 5-44	0235-24-5995
病弱・虚弱	山形県立鶴岡養護学校 おひさま分教室 （こころの医療センター内）	〒997-0038 鶴岡市北茅原町 13-1	0235-25-2240
病弱・虚弱 情緒障がい	山形県立山形養護学校	〒990-0876 山形市行才 116	023-684-5722
肢体不自由	山形県立ゆきわり養護学校	〒999-3145 上山市河崎 3-7-1	023-673-5023

(2) 障がいのある子どもの巡回・発達相談事業（にこにこ相談）

障がいがある、発達に心配がある、養育についての不安がある等の幼児児童とその保護者のための教育相談会です。県内7会場において年間3回、継続的に教育相談を受け付けます。

申し込みやお問い合わせなど詳しくは、県教育センターの専用電話をご利用ください。

専用電話 023-654-6060

8 特別支援巡回相談事業（ハンドブックp101参照）

幼稚園・保育所、小・中学校（通常の学級、特別支援学級）、高等学校の担当者等を対象に、子供理解や授業、教育課程等についての相談や研修について支援します。

特別支援学級から依頼する場合は、相談を希望する特別支援学校に事前に電話で打診し、相談内容・期日を確認の上、派遣申請書を特別支援学校に提出します。

詳細については、特別支援学校にお問い合わせください。なお、小・中学校の通常の学級の児童生徒を対象にした巡回相談については、各教育事務所にお問い合わせください。

9 県教育センターの特別支援学級向けの研修・相談事業

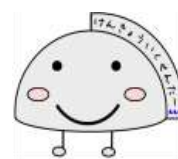
(1) 研修講座（特別支援学級新担任基礎研修）

(2) カリキュラムサポートプラザ（出前サポート・来所サポート・資料提供サポート等 随時）

県内全校種の学校を対象に、子供理解や授業、教育課程等についての研修や相談について、山形県教育センター指導主事が支援します。

詳細については、山形県教育センター「研修講座案内」、又は山形県教育センターホームページ「カリキュラムサポート事業（<http://www.yamagata-c.ed.jp/研修事業/カリキュラムサポート事業/>）」をご覧の上、お問い合わせください。

特別支援学級の先生方同士の情報交換から、指導・支援のヒントを得られることもあります。研修等の機会を活用して、継続的につながっていきましょう。



専門の巡回相談員（特別支援学校教員、小・中学校教員）が、
幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等で特別支援教育を推進するための支援をします。

特別支援巡回相談事業

山形県教育委員会

**幼稚園・保育所、小・中学校（通常の学級、特別支援学級）、
高等学校の担当者等を支援します。**

たとえば、こんな場合にご活用ください。

- ・子どもの実態把握や支援方法について相談したい。
- ・特別支援学級の学級経営や教育課程編成について相談したい。
- ・授業研究会を行うので、指導・助言をお願いしたい。
- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成について助言をお願いしたい。
- ・幼稚園・保育所等、学校の特別支援教育体制づくりについて助言がほしい。
- ・市町村教育研究会や学校・幼稚園・保育所等で、特別支援教育の研修会を行う際の講師を依頼したい。
- ・発達障がいのある生徒の就労支援について、相談したい。



【申請・派遣の手続き】

	依頼者	担当する巡回相談員
巡回相談の担当	幼稚園・保育所等、 小・中学校の特別支援学級・通級指導教室	特別支援学校
	小・中学校の通常の学級	小・中学校、特別支援学校
	高等学校	特別支援学校（連携校・別紙参照）

*基本の担当としますが、相談内容に応じて柔軟に対応します。

1 巡回相談の依頼	○ 事前に電話で打診し、相談内容、期日を確認する。 【依頼者が幼稚園・保育所等、小・中学校の特別支援学級・通級指導教室、高等学校の場合】 依頼者は、学校へ直接連絡をします。 
	【依頼者が小・中学校の通常の学級の場合】 依頼者は、各教育事務所を経由し依頼します。相談内容に応じて、各教育事務所が小・中学校、特別支援学校の巡回相談員の依頼を調整します。 
2 派遣申請書の提出	○ 日時が確定したら、依頼者は派遣申請書を送付します。
3 巡回相談員の派遣	○ 相談内容に応じて巡回相談員を派遣します。 
4 報告書の提出	○ 事業終了後、依頼者は報告書を提出します。（裏面記載様式参照） 【依頼者が幼稚園・保育所等、高等学校の場合】 直接、教育庁特別支援教育課へ提出ください。 【依頼者が公立幼稚園、小中学校の場合】 管轄の教育事務所を経由し、教育庁特別支援教育課へ提出ください。

問い合わせ先：教育庁特別支援教育課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL(023)630-3346 FAX(023)630-2774

このリーフレットは山形県のホームページに掲載されています。

山形県 巡回相談



<引用・参考文献>

- 1) 文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年3月告示）」（東洋館出版社）平成30年
- 2) 文部科学省「小学校学習指導要領解説総則編」（東洋館出版社）平成30年
- 3) 文部科学省「小学校学習指導要領解説国語編」（東洋館出版社）平成30年
- 4) 文部科学省「小学校学習指導要領解説理科編」（東洋館出版社）平成30年
- 5) 文部科学省「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）」（東山書房）平成30年
- 6) 文部科学省「中学校学習指導要領解説総則編」（東山書房）平成30年
- 7) 文部科学省「中学校学習指導要領解説数学編」（日本文教出版）平成30年
- 8) 文部科学省「中学校学習指導要領解説社会編」（東洋館出版社）平成30年
- 9) 文部科学省「特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」平成30年
- 10) 文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則等編（幼稚部・小学部・中学部）」（開隆堂出版）平成30年
- 11) 文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）」（開隆堂出版）平成30年
- 12) 文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（開隆堂出版）平成30年
- 13) 文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために（平成29年3月）」平成29年
- 14) 文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」令和3年
- 15) 文部科学省「特別支援学校小学部・中学部学習評価参考資料」令和2年
- 16) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「小学校・中学校管理職のための特別支援学級教育課程編成ガイドブック―試案―」平成28年
- 17) 秋田県総合教育センター「特別支援学級新担任の手引【改訂版】」平成29年
- 18) 石川県教育総合研修センター「初めて特別支援学級を担当する先生のためのハンドブック」
- 19) 岩手県立総合教育センター「特別支援学級の手引」平成30年
- 20) 岡山県総合教育センター「特別支援学級担任のためのハンドブック 増補版」平成27年
- 21) 香川県教育委員会「改訂版 特別支援学級担任・通級指導教室担当者のための特別支援教育ハンドブック」平成27年
- 22) 群馬県総合教育センター「特別支援学級教育課程編成ガイドブック」平成31年
- 23) さいたま市教育委員会「特別支援学級担任の手引―特別支援教育の充実を目指して―」平成29年
- 24) 千葉県総合教育センター「特別支援学級担当者の専門性向上パッケージ」
- 25) 長崎県教育委員会「令和元年度 特別支援学級及び通級指導教室教育課程編成の手引」
- 26) 長野県教育委員会「特別支援学級ガイドライン」平成26年
- 27) 新潟市教育委員会「管理職と担任のための特別支援学級ガイドブック」平成29年
- 28) 兵庫県立特別支援教育センター「小学校・中学校教職員のための特別支援教区ハンドブック」平成30年
- 29) 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課「令和元年度特別教育課程編成の手引」令和元年
- 30) 山形県教育委員会「教育支援の手引―障がいのある子どもに対する教育支援と就学手続きについて―」平成26年
- 31) 山形県教育委員会「学校における「合理的配慮」～共生社会の形成に向けて～」平成28年
- 32) 山形県教育委員会「共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進リーフレット」平成29年
- 33) 山形県教育委員会「第3次山形県特別支援教育推進プラン（平成30年～（5か年））」平成30年
- 34) 山形県教育委員会「令和元年度山形県の特別支援教育」令和元年
- 35) 山形県教育センター「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック」平成25年
- 36) 山形県教育センター「管理職と担任のための特別支援学級の手引―平成27年度版―」平成27年



山形県教育センター
イメージキャラクター「せんたん」

「特別支援学級ハンドブックー令和4年度版ー」

令和4年4月

編集 山形県教育センター特別支援教育課



〒994-0021

山形県天童市大字山元字犬倉津2515

TEL 023-654-2155 (代)

FAX 023-654-2159

URL <http://www.yamagata-c.ed.jp/>

E-MAIL kyose-kensyu@pref.yamagata.jp